

船橋市地方卸売市場まぐろ・かじき類の事故品の処理に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市地方卸売市場業務条例(令和2年船橋市条例第17号。以下「条例」という。)及び船橋市地方卸売市場業務条例施行規則(令和2年船橋市規則第86号。以下「規則」という。)に規定する受託物品の確認及び卸売代金の変更(以下確認及び変更を伴う物品を「事故品」と総称する。)のうちまぐろ・かじき類の事故品の処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「事故品」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) とろけ、やまい、うたれ、いたみ、しみ、もりきず等のもの
- (2) 重量の不足のもの
- (3) その他予知しがたい異状として市場長が認めたもの

(対象基準)

第3条 対象物品は、卸売価格が1キログラムあたり700円以上のまぐろ・かじき類とする。

2 前項の対象物品については、まぐろ、かじき、めばち、きわだにあつては、せり番号の付いている側(上身)4半身(1丁)を含めた半身以上を、かじき類にあつては異状のある部分とせり番号の付いている部分を提出するものとする。

(受付時間)

第4条 確認の受付時間は、卸売業者が卸売した時点から、当日の午前9時30分までとし、この時間を経過したものについては受付しないものとする。ただし、市長がやむを得ないと認めたものはこの限りでない。

(確認)

第5条 卸売業者は、仲卸業者又は売買参加者から物品が異状である旨の申立を受けたときは、卸売物品確認申請書(第1号様式)により、市長に申請し検査員の確認を受けなければならない。

2 市長は、前項による申請があつたときは、直ちに検査員に、あらかじめ市長の指定する場所において、異状物品の確認をさせるものとする。

(判定人)

第6条 市長は、確認の公正を期するため、卸売業者の大物課長、大物せり人及び仲卸業者のうちから判定人を委嘱する。

2 判定人は、異状物品の損敗程度を判定し、確認判定書(第2号様式)を検査員に提出する。

(確認証の交付)

第7条 検査員は、確認判定書により判定した損敗程度の比率の平均値をもって異状物品の損敗程度とし、その率を、確認結果判定書(第3号様式)に記載するものとする。

2 市長は、確認が終了したときは、確認結果判定書に基づき、卸売物品確認証(第4号様式)を当該卸売業者に交付する。

(卸売代金の変更)

第8条 卸売代金の変更は、第5条の規定による確認の結果、損敗程度が10パーセント以上50パーセント以下のものに限る。

2 変更する代金は、当初の卸売価格に、確認結果判定書による損敗程度の比率を乗じて得た金額とする。

3 卸売物品確認証の交付を受けた卸売業者は、条例第56条のただし書きの規定に基づき、卸売代金の変更をする場合は、卸売代金変更承認申請書(第5号様式)に販売原票の写しを添付して、市長に申請しなければならない。

4 市長は、前項の申請を承認したときは、当該卸売業者に対し、卸売代金変更承認書(第6号様式)を交付するものとする。

(結果の通知)

第9条 卸売業者は、第7条に規定する卸売物品確認証の交付を受けたときは、売買仕切書に、当該卸売物品確認証の写しを添えて、出荷者に送付しなければならない。

附 則

この要綱は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月21日から施行する。

第1号様式

卸売物品確認申請書

年 月 日

船橋市長 あて

船橋市地方卸売市場水産物部卸売業者
商号又は名称
法人にあつては代表者の役職名及び氏名

船橋市地方卸売市場まぐろ・かじき類の事故品の処理に関する要綱第5条第1項の規定により、卸売物品の異状について検査員の確認を受けたいので、次のとおり申請します。

出 荷 者	
品 名	
等 級	
総 出 荷 数 量	
損 敗 又 は 内 容 相 違 の 数 量	
損 敗 又 は 内 容 相 違 の 程 度	%
損 敗 又 は 内 容 相 違 の 原 因	
到 着 日 時	月 日 午前・午後 時 分
そ の 他	

第4号様式

卸売物品確認証

第 号
年 月 日

船橋市地方卸売市場水産物部卸売業者

商号又は名称

法人にあっては代表者の役職名及び氏名 様

船橋市長



年 月 日付けで申請のあった卸売物品について確認した結果、次のとおりであることを証明します。

出 荷 者	
品 名	
等 級	
総 出 荷 数 量	
損 敗 又 は 内 容 相 違 の 数 量	
損 敗 又 は 内 容 相 違 の 程 度	%
損 敗 又 は 内 容 相 違 の 原 因	
到 着 日 時	月 日 午前・午後 時 分
確 認 日 時	月 日 午前・午後 時 分
検 査 員 氏 名	
そ の 他	

卸売代金変更承認申請書

年 月 日

船橋市長 あて

船橋市地方卸売市場水産物部卸売業者
商号又は名称
法人にあつては代表者の役職名及び氏名

年 月 日付けで卸売物品確認証の交付を受けた事故品について、船橋市地方卸売市場業務条例第56条及び船橋市地方卸売市場業務条例施行規則第29条の規定により、卸売代金を変更したいので、船橋市地方卸売市場まぐろ・かじき類の事故品の処理に関する要綱第8条第3項の規定により、次のとおり申請します。

変更額 (A - B)		円	
変更内容	数量	(変更前) kg	(変更後) kg
	単価	(変更前) 円	(変更後) 円
	卸売金額	(変更前)A 円	(変更後)B 円
出荷者			
品名			
仲卸業者又は 売買参加者			
変更理由			
備考			

卸売代金変更承認書

年 月 日

船橋市地方卸売市場水産物部卸売業者

商号又は名称

法人にあっては代表者の役職名及び氏名 様

船橋市長



年 月 日付けで申請のあった卸売代金の変更について、船橋市地方卸売市場まぐろ・かじき類の事故品の処理に関する要綱第8条第4項の規定により、次のとおり承認します。

変更額 (A - B)		円	
変更内容	数量	(変更前) kg	(変更後) kg
	単価	(変更前) 円	(変更後) 円
	卸売金額	(変更前)A 円	(変更後)B 円
出荷者			
品名			
仲卸業者又は 売買参加者			
変更理由			
備考			